

足場からの墜落防止対策が強化されます!

4月号では、特別教育について特集します。

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になっております。



*平成29年6月30日までは経過措置あり



以下5項目が強化点になります。

- 1,足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実
- 2,足場の組立てなどの作業に特別教育が必要
- 3,足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要
- 4,足場の作業床に関する墜落防止措置を充実
- 5,鋼管足場(単管足場)に関する規定の見直し

どの作業をするのに、特別教育が必要なのか。

- ・イントレ、ローリング、3S等の足場組み立て → **特別教育必須**
- ・イントレ、ローリング、3S等の足場の解体 → **特別教育必須**
- ・イントレ、ローリング、3S等の足場の変更作業 → **特別教育必須**
(プレスや布板の一時的な取り外し、取り付け含む)
- ・舞台上での補助作業 → **特別教育必須**
- 地上または堅固な床上での補助作業 → **特別教育不要なし**
(足場材料の運搬、整理作業等)

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科目	時間	時間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方(現在業務従事者)は、特別教育の科目について左表の時間欄の右側の時間とすることができます。

-経過措置-

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

***上記より平成29年6月30日以降は、経過措置が終了し、全員6時間教育受講になります。**

***上記より平成29年6月30日以降は、特別教育終了者による作業となります。この期間に必ず受講をお願いします。**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やバブリック

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～

雇用・労働 足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～

○足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年7月1日から施行～

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成21年6月に労働安全衛生規則を改正し、足場、架設通路及び作業構台からの墜落・転落防止措置等の見直しを行ったところです。

この度、当該見直しによる労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」での専門家による検討を踏まえ、対策の強化を図ることとし、所要の改正を行いました。

[省令新旧対照表\[168KB\]](#)
[施行通達\[148KB\]](#)
[概要説明資料\[318KB\]](#)
[告示新旧対照表\(特別教育\)\[47KB\]](#)
[施行通達\(特別教育\)\[61KB\]](#)
[パンフレット\(「足場からの墜落防止のための措置を強化します」\)\[580KB\]](#)

※厚生労働省のHPにも詳しく載っていますのでチェックしてくださいね!

みなさま、花粉症いかがでしょうか..? 今一度、花粉症の対策を見直してみましよう!



発症すると、集中力や判断力、作業効率等が低下し、仕事や運転に支障をきたす可能性があります。弊社の仕事内容だと、集中力や判断力が低下すると大事故につながりかねないので、花粉症対策をする必要があります。

対策としてはマスク、眼鏡を着用し花粉との接触を避け、家や控え室等に入る前に体についた花粉を払い落とすなど、花粉に触れない環境を作り、また、薬を服用し症状を抑えたり、こまめに掃除をして花粉を除去しましょう。